

# むつ市地域福祉計画策定委員会公募委員の選考等に関する要領

令和3年2月17日制定

## (目的)

第1条 この要領は、むつ市地域福祉計画策定委員会条例（平成28年条例第6号）第4条第7号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (定数)

第2条 公募委員は、2名以内とする。

## (応募資格)

第3条 公募による委員に応募することのできる資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 応募日の年齢が満20歳以上の者であること。
- (3) 国又は地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者であること。
- (4) 平日、土曜日及び日曜日開催の会議に出席できる者であること。
- (5) 暴力団の構成員又はこれに準ずる者でないこと。

2 公募による委員は、前項の規定を満たさなくなったときは、解嘱するものとする。

## (応募方法)

第4条 公募委員への応募は、公募委員応募申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に小論文を添えて、公募期間の末日の午後5時までに福祉部福祉政策課に持参、郵送又は電子メールにて提出するものとする。

- 2 小論文は、800字以内で作成し、テーマは「地域共生社会の実現に向けて私が住む地域で私ができること」とする。
- 3 応募に関する費用は、すべて応募者が負担するものとする。
- 4 提出された申込書及び小論文は、公表及び返却はしないものとする。

## (選考委員会)

第5条 審査及び選考を行うため選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その委員は、次の各号に定める者で構成する。

- (1) 福祉部長

- (2) 福祉部政策推進監
- (3) 福祉政策課長
- (4) 高齢者福祉課長
- (5) 生活福祉課長
- (6) 障がい福祉課長

- 2 選考委員会の委員長は、福祉部長とする。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 選考委員会は、必要に応じて開催する。
- 6 選考委員会事務局は、福祉部福祉政策課内に置くものとする。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、提出された申込書及び小論文について、選考委員会委員（以下「選考委員」という。）が公正かつ合理的に審査するものとする。

- 2 選考基準は、別表のとおりとする。
- 3 選考は、選考基準により選考委員が付した点数の合計により、総得点が240点を超える者を公募委員候補として選出するものとする。

(決定)

第7条 公募委員は、選考委員会が選出した者の中から市長決裁により決定する。

- 2 選考の結果は、全ての応募者に選考通知結果（様式第2号）により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第6条関係）

選考基準

評価項目	内 容	配点
1 認識理解度	出題テーマ、社会の現状及び本市の状況を理解しているか。	10
2 地域住民性	本市の住民の視点で、自分が住む地域にどのように関わると考えているのか、地域の良さや課題について、建設的な意見を有しているか。	10
3 構成力	論旨が首尾一貫しており、わかりやすいか。	10
4 意欲	委員として参加する熱意や意欲が感じられるか。	10
5 適任性	委員としての責務を自覚し、委員会において自らの意見を述べる事が期待できるか。	10
合計		50

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、制定の日から施行する。